

平成26年6月19日

各保健福祉事務所長
各保健福祉事務所センター所長 } 殿

医療課長

歯科技工士の資格確認の徹底について（通知）

このことについて、平成26年6月12日付け医政歯発第0612第1号により厚生労働省医政局歯科保健課長から別添のとおり通知がありましたので、写しを送付します。

なお、公益社団法人神奈川県医師会、公益社団法人神奈川県病院協会、一般社団法人神奈川県歯科医師会及び一般社団法人神奈川県歯科技工士会には別途通知していることを申し添えます。

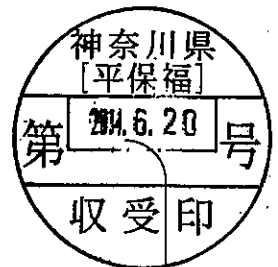
問い合わせ先

法人指導グループ 石井

電話 (045) 210-1111 内線 4871

ファクシミリ (045) 210-8856

電子メール ouhuku-iryoushidou@pref.kanagawa.jp





医政歯発 0612 第 1 号
平成 26 年 6 月 12 日

各 { 都 道 府 県
保健所を設置する市
特 別 区 } 医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

歯科技工士の資格確認の徹底について（通知）

今般、無資格者が歯科技工の業務に従事していた事例が判明した。

歯科技工士法第17条に基づき、歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってはならない。

今後、同様の事例が発生することのないよう、歯科医療機関や歯科技工所で歯科技工士を採用する際には、免許証の原本を確認するとともに、併せて運転免許証等の原本により本人確認を徹底するように、関係者、関係団体等に周知徹底を図るようお願いする。

